（構造計算適合性判定の申請書の様式）

第三条の七　法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ　（略）

ロ　申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)　次の(i)及び(ii)に掲げる建築物　それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書及び書類

(i)　（略）

(ii)　第一条の三第一項の表二の六十一項の(い)欄に掲げる建築物（令第百三十七条の二の規定が適用される建築物に限る。）　同項の(ろ)欄に掲げる図書（同条の規定が適用される建築物に係るものに限る。）

(2)　（略）

(3)　第一条の三第一項の表四の七項、七項、三十四項から四十一項まで、六十三項及び六十四項の(い)欄に掲げる建築物　当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二　（略）

三　代理者によつて構造計算適合性判定の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し

四　（略）

2～4　（略）

（完了検査申請書の様式）

第四条　法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一～六　（略）

七　代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し

2　（略）

（申請できないやむを得ない理由）

第四条の三　法第七条第二項ただし書（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第七条の三第二項ただし書（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

（検査済証を交付できない旨の通知）

第四条の三の二　法第七条第四項に規定する建築主事等は、同項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合において、検査済証を交付できないと認めたときは、当該建築主に対して、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（構造計算適合性判定の申請書の様式）

第三条の七　法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ　（略）

ロ　申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)　次の(i)及び(ii)に掲げる建築物　それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書及び書類

(i)　（略）

(ii)　第一条の三第一項の表二の六十三項の(い)欄に掲げる建築物（令第百三十七条の二の規定が適用される建築物に限る。）　同項の(ろ)欄に掲げる図書（同条の規定が適用される建築物に係るものに限る。）

(2)　（略）

(3)　第一条の三第一項の表四の七項、七項、三十一項から三十八項まで、六十一項及び六十二項の(い)欄に掲げる建築物　当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二　（略）

三　代理者によつて構造計算適合性判定の申請を行う場合にあつては、委任状

四　（略）

2～4　（略）

（完了検査申請書の様式）

第四条　法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一～六　（略）

七　代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状

2　（略）

（申請できないやむを得ない理由）

第四条の三　法第七条第二項ただし書（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第七条の三第二項ただし書（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

（検査済証を交付できない旨の通知）

第四条の三の二　法第七条第四項に規定する建築主事等は、同項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合において、検査済証を交付できないと認めたときは、当該建築主に対して、その旨及びその理由を通知しなければならない。